

# 自動車事故被害者救済施策等について

---

令和4年3月

国土交通省自動車局保障制度参事官室

# 自動車損害賠償保障制度の概要

## 目的

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づき、自動車事故の被害者が保険金による損害賠償を確実に得られるよう、自動車を運行の用に供する際に損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付ける等の措置を講じることにより、被害者の救済を図るもの。

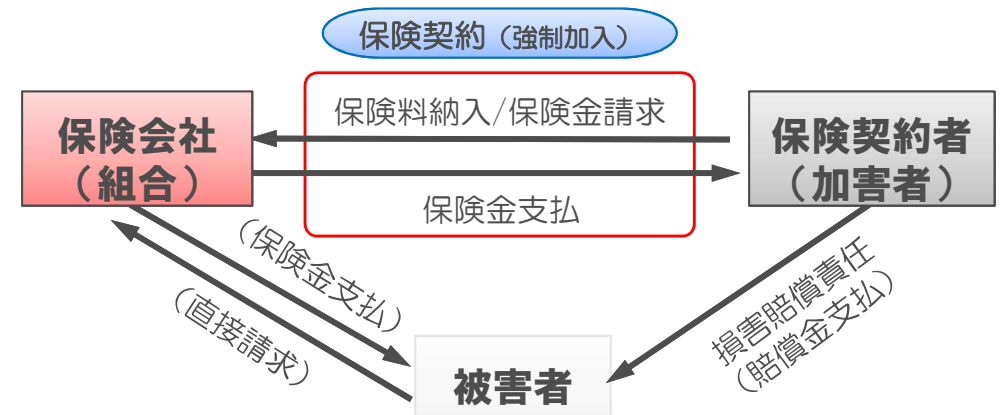
## 概要

### 1. 自動車損害賠償責任の明確化

- 被害者の保護を図るため、自動車事故の加害者（運行供用者）は、免責要件を立証しない限り損害賠償の責任を負うことを法律に明文化。  
（民法上の不法行為の特例）

### 2. 自動車損害賠償責任保険への強制加入等

- 原付を含む自動車の保有者に対して、自動車損害賠償保障責任保険の契約の締結を義務付け。  
※ 車検制度とリンクさせることで、強制保険を担保
- 被害者の保護及び賠償問題の迅速な解決の観点から、被害者から保険会社等に直接請求が可能。



#### 保険金の限度額

死亡：3,000万円 後遺障害：4,000万円 傷害：120万円

### 3. 保険金の支払適正化

- 政府は、保険金に係る支払基準の策定、死亡・後遺障害等の重要事案の個別チェック、紛争処理機関の指定・指導監督等を通じて、保険会社等による保険金の支払を適正化。

### 4. 政府保障事業

- 自賠償保険への請求ができない、ひき逃げや無保険車による事故の被害者に対して、政府が加害者に代わって自賠償保険の保険金に相当する金額をてん補（支払）。（政府保障事業。政府は、被害者に支払ったてん補金を限度に加害者から回収）

### 5. 保険金だけでは救われない被害者の救済等

- 政府は、保険料由来の積立金運用益を活用し、保険金だけでは救われない重度後遺障害者に対する救済対策等を実施。

## 自動車損害賠償保障制度

### 損害賠償の円滑化

- 損害賠償の立証責任を  
加害者に転換  
(自賠法§3)



- 自賠責保険の加入を  
義務付け (自賠法§5)
- ひき逃げ・無保険車に  
よる事故の被害者に  
対する政府による損害  
のてん補 (自賠法§72)

### 被害者救済対策

- 重度後遺障害者への支援
- 事故の相談・解決
- 医療・介護器具への支援
- 交通遺児への支援



### 自動車事故の防止

- 先進安全自動車  
(ASV) の普及
- 運転者に対する運転  
技術向上等に係る研修
- 自動車の安全性能評価  
のための衝突試験等



自動車ユーザー全体で負担 (支え合い)



国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して被害者救済対策を実施するとともに、新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策を実施。

## 被害者救済対策

## 事故発生防止対策

### 重度後遺障害者への支援

#### ○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施

#### ○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

#### ○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

#### ○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、リハビリや介護者の休養等を目的に短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況（令和4年1月現在）>

協力病院：202箇所、協力施設：136箇所

#### ○介護者なき後の生活の場確保に向けた支援

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等で生活することができるようグループホーム等の新設や受入体制の確保・維持を支援



### 安全総合対策事業

#### ○ASV(先進安全自動車)の普及

○運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施

○プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



### 自動車安全性能の評価

実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



自動車アセスメント

### 事故の相談・解決

○（公財）日弁連交通事故相談センターによる法律相談

### 交通遺児への支援

○賠償金を基にした育成給付金の支給  
○生活資金の無利子貸付 ○交通遺児の集いの開催



## 被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

### 安全指導業務

自動車事故を

防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



### 被害者援護業務

自動車事故被害者を

支える

- 療護施設設置・運営
- 介護料支給
- 育成資金貸付



### 安全情報提供業務

自動車事故から

守る

- 自動車アセスメント



- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA ナスバ)
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～ (前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部 (東京)、全国に50支所、療護施設11カ所

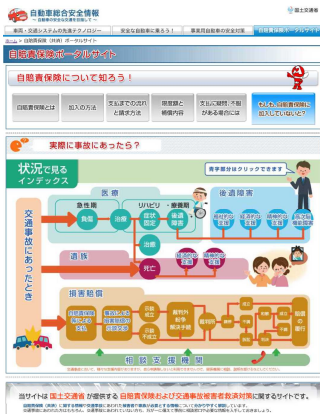
# 交通事故の被害にあわれた被害者や家族への情報提供①

## 概要

交通事故にあわれた被害者や家族に必要な情報をお届けするため、自賠責保険（共済）に関する情報や交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した自賠責保険ポータルサイトや交通事故被害者向けのパンフレットを制作しているほか、独立行政法人自動車事故対策機構においてもHP等で情報発信を実施。

### 国土交通省における情報提供

#### ■ 自賠責保険ポータルサイト



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/04relief/index.html>

#### ■ パンフレット「交通事故にあったときは」



<https://www.mlit.go.jp/comm/001402939.pdf>

### NASVAにおける情報提供

#### ■ NASVAホームページ



<https://www.nasva.go.jp/>

#### ■ 介護者なき後への備え

在宅介護家庭の「介護者なき後」に備えるために必要な制度情報や施設情報を集約し、NASVA（ナスバ）情報提供ウェブサイトに掲載  
 ※地域情報（受入施設・ショートステイ、相談窓口等）、財産管理に利用できる制度の紹介、準備が必要な事項 等

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/oyanakiato/index.html>

#### ■ NASVA交通事故被害者ホットライン



自動車事故にあって相談先にお困りの方へ各種制度、相談窓口を電話で紹介いたします。

土・日・祝日・年末年始を除く10:00～12:00,13:00～16:00)

### 作成の背景

- 自動車事故に遭った直後の被害者が突然のことで混乱をしてしまうことが想定される場所、その時々における「記録」をしっかりと整理して残すことが、後々重要となるケースがある。
- 犯罪被害者一般を対象に「記録」を残すことをサポートするツールの作成は民間において行われているものの、交通事故に特化したものを求める声がある。
- 令和3年7月の「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書において、上記を踏まえ、自動車事故に特化した「被害者ノート」の作成を検討すべきととりまとめられたところ。

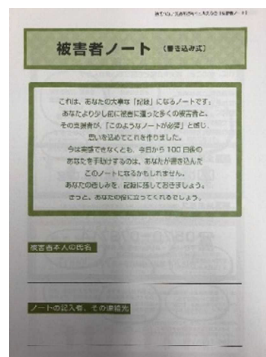
### 現在の状況

「被害者ノート」 (発行: 「途切れない支援を被害者と考える会」)

「被害者ノート」は様々な犯罪被害者を対象に『途切れない支援を被害者と考える会』が、犯罪被害者の体験を丁寧に聞き取った上で、被害当事者、弁護士、自治体職員、保健師、更生保護関係者、マスコミ関係者等が力を合わせて、完成させたもの。



表紙



被害者ノート (書き込み式)

### 対応策

#### 対応 「交通事故被害者ノート」の作成

- 交通事故被害は突然のことであるとともに、交通事故被害者やその家族は短時間に多くの対応を求められることとなる。
- 犯罪被害者の方々を対象とした「被害者ノート」が作成されているところ、自動車事故被害の観点からさらに内容を充実させることにより、自動車事故被害者にとって、より効果的な『被害者ノート』になるのではないかとの声がある。
- このため、自動車事故に特化した「被害者ノート」(交通事故被害者ノート)を作成し、令和4年度中に配布予定。

検討の  
背景

自動車事故被害者等からさらなる施策の充実を求める声をいただくとともに、社会保障制度の変化、介護者の高齢化等など、自動車事故被害者救済対策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、さらに効果的、かつ、きめ細かい支援を実現するため、検討会を設置し、今後の取組の方向性を整理。

## 自動車事故被害者及びその家族からの要望

療護施設の充実

リハビリの機会  
の確保介護者なき後  
への備え

事故直後の支援

## 被害者救済対策の目指す方向

- 後遺障害の残った者が**治療やリハビリの機会の提供を安心して受けられる環境を整備**
- **介護者なき後**に対する不安や事故直後における不安の軽減を図るため、**安心できる支援策を具体化**

## 療護施設の充実

- 療護施設への待機患者の最小化
- 療護センターの老朽化対策の検討
- 療護施設のあり方の検討

## リハビリの機会の確保等

- 療護施設退院後のリハビリ
- 脊髄損傷を負った場合におけるリハビリ
- 高次脳機能障害を負った場合におけるリハビリ
- 短期入院・入所のあり方の検討

## 介護者なき後への備え

- 生活の場の確保等に必要となる施策の検討

## 事故直後の支援

- 事故直後の被害者への情報提供の充実等



## 療護施設の充実

関東地方の療護施設で生じている待機患者の解消を図るべき

関東地方への小規模委託病床の拡充

療護センターの老朽化対策を講じるべき

真に必要な機能確保に努めるほか、最も経済的かつ効率的な方法による老朽化対策を実施

療護施設全体における空床の発生状況を踏まえた療護施設のあり方を整理するべき

療護施設全体の体制を維持するとともに、提供する「サービスの充実」に重きを置く方向

## リハビリの機会確保等

脊髄損傷者が回復期の後、中長期間入院し、リハビリを受けられる病院の確保を進めるべき

脊髄を損傷し、重度後遺障害を負った方を中長期間受け入れる病院を選定・支援

維持期・慢性期において十分なリハビリテーションを受けられる場が少ない

リハビリに意欲的に取り組む協力病院を選定し、重点的に支援するとともに、情報提供を強化

高次脳機能障害者の自立訓練を支援して社会復帰を促進すべき

高次脳機能障害に対する十分な理解・知見を有し、自立訓練を提供している先駆的な事業者を試行的に支援し、効果的な支援策を検討

利用者が必要としている医療行為等への対応が可能な施設が限定的であることを踏まえた短期入所の利用促進策を検討すべき

重度後遺障害者の利用実績の多い施設を個別に調査・分析した上で、利用促進策を検討

介護者なき後への備え

介護者の高齢化等を踏まえ、「生活の場」の確保をさらに進めるべき

グループホーム等における厳しい人手不足の状況等を踏まえ、これまで以上に充実した支援策を講じることにより、自動車事故被害者の受入 拡大に資する施策を検討

介護者なき後に至る前段階から地域で支えるネットワークの構築を支えるべき

ニーズに応じた相談先の紹介等につなげられるよう自治体等とのつながり強化を検討

事故直後の支援

事故被害者等の精神的ケアを図るとともに、情報提供の充実を図るべき

事故被害者等を対象とした精神的ケアや情報提供の充実を図ることを検討

今後留意すべき事項

① 障害福祉分野における技術革新への配慮

自動車事故被害者が安全・安心な障害福祉サービスの提供を継続して受けることができるよう、今後のICTにかかる技術革新の動向等に配慮し、必要な施策を検討することが適当

② 自動車事故被害者を巡る状況に対応した施策の継続検討

報告書で一定の方向性をまとめた事項についても、変化の速度を増している社会情勢の変化を踏まえて、不断の見直しを継続

③ 被害者救済対策の将来的な継続性・安定性を確保するための方策の検討

自動車事故対策勘定によって自動車事故被害者救済対策を実施するスキーム確立以降の状況変化を踏まえた同対策を安定的かつ継続的に実施するための方策を検討することが適当